

様式4

令和7年度第4回

富士見市環境審議会議事録

日 時	令和7年10月31日(金)					開会 午後1時30分							
場 所	市役所本庁舎 市長公室						閉会 午後3時30分						
出席者													
委 員	星野弘志 委 員	笠原勤 委 員	村上正明 委 員	前田則義 委 員	中村恵美 委 員								
	○	欠	○	○	○								
	柳田政男 委 員	齋藤紀子 委 員	五十嵐正幸 委 員	山口菜乃子 委 員	関野美知子 委 員								
	欠	○	○	○	○								
	吉田茂美 委 員	玉井晶子 委 員	田中聰行 委 員	上田忠憲 委 員									
	欠	○	○	○									
	事務局	環境課 櫻井課長、内田副課長、守山主査											
公開・ 非公開	公開(傍聴者1名)												
議題	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 一般廃棄物処理基本計画・第3次計画(改訂版)第5章について 4 その他 5 閉会												

議事内容

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

一般廃棄物処理基本計画・第3次計画（改訂版）第2章の修正について

9月9日の審議の際に保留としていた数値について算定されたことによる説明を行った。一般廃棄物処理基本計画・第3次計画（改訂版）第2章のごみ処理の現状について、人口と世帯数の令和7年の数値、焼却灰・集塵灰・不燃残渣の排出量の令和6年度の数値、最終処分量の令和6年度の数値、可燃ごみの組成（乾物基準）の令和6年の数値、可燃ごみ性状分析結果湿物基準成分一覧の令和6年度の数値、ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量、ごみ処理経費の令和6年の数値について事務局より説明。

質疑等なし。

一般廃棄物処理基本計画・第3次計画（改訂版）第5章について

富士見市一般廃棄物処理基本計画・第3次計画（改訂版）第5章について事務局より説明。

《質疑・応答・意見》

〈委員〉：2ページの②事業系ごみの目標で令和元年、令和6年度実績が上がっているおり、令和12年度の予測値が高い。令和元年度と令和6年度の実績を上回っているのは理由がよくわからない。

〈事務局〉：前回の環境審議会の第4章の事業系ゴミの排出量で、今のままの施策をそのまま継続していくと、5,490tになると予測をした。新たな施策で5,106tまで減らしていくという目標を設定したものです。

〈委員〉：令和12年度の予測値が増加するのであれば、目標値も変える必要があると思う。事業系ごみを減らせる根拠があれば構わないが、他の目標に比べ事業系ごみの目標が高いので直したほうがよい。

〈会長〉：前回の環境審議会で新しい工業団地ができて、工業系の事業系ごみが増える話があり、今後それに対して有効に減らせる対策があれば、減らすという目標にしていいと思うが、対策がないのに、事業系ごみの増加傾向を押さえ続けられるのかということがある。事業系ごみを増やすと計画全体のごみの量も増えるので、その辺は今後の対策も見ながら検討していく。

〈委員〉：事業系ごみの件で、事業所を見ると、事業系ごみの出し方について、事業者は分別しようとはしているが、事業者が廃棄物の収集運搬業者と契約する際、重量で値段を決めるのではなく、1週間に1回、回収し、それで月で4回、回收回数で値段を決めている事業者も多い。事業者はポリ袋の中にごみをいれて、事業系の廃棄物を出して、収集運搬業者も回収したごみをそのまま焼却場に持っていく焼却している。事業者に分別を促すという意味で、たくさん紙を排出している事業者

は、小学校に持っていくとか、公民館で収集日に持っていくようなシステムができないかと思う。そうすれば、少し事業系ごみの排出量も少なくなるかと思う。

〈委 員〉：自分のところの事業所では、事業系ごみを分別している。1事業者と契約しても、結局週1の収集ではないので、確かに回収する回数が増加するとコストは上がるるので、工夫しなければいけないのかと思う。

〈委 員〉：3ページの④全体の目標で、資源化率については資源化できる紙布・プラスチックが可燃ゴミとして廃棄されているということだが、自分は市のルールどおり分別している。資源物が廃棄されている例がそんなにあるのか、これでは見えない。そこを聞きたい。

〈事務局〉：前回の環境審議会でも申し上げたとおり、集団資源回収の回収量がだいぶ減っており、今まで集団資源回収で回収されていた資源ごみが、可燃ごみに入っているのではと推測している。

〈会 長〉：本来、きちんと分別して資源として出さなくてはいけないのが、きちんと分別されていないのと、ちょっと汚れたプラスチックとかその他雑紙とか分別の徹底できるものと2種類ある。

〈委 員〉：プラスチックは、汚れたものを基本的に洗って、資源化するというはあるが、面倒だからと分別せずに出す人が出てくるので、分別については、はっきり伝えていかないといけない。

〈会 長〉：まず1ページの国の気候変動問題について書いてあるが、富士見市も令和4年4月10日にゼロカーボンシティ宣言を表明したので、当然このことを書くべきだと思う。その上で、天然資源の消費を抑制するとともに温室効果ガスの排出などを限りなく減らしていくのであれば理解できる。それから次の2ページ目、3ページ目の表の作り方が紛らわしく、目標値と書いてあるが、令和元年度と令和6年度は目標値ではなく実績値である。令和12年度のところに予測値と記載すると見やすい。先ほど委員から事業系ごみの目標値を下げているが、その根拠は何かという質問があったが、同じく資源化率を19.0%にするのは非常にいいことだが、果たして達成可能なのか。問題を十分理解した上でこの目標値を決めなければならない。私の方で作った資料を見ると、表の上の方が家庭系ごみと事業系ごみの合計したごみ総量があり、その内、定期資源回収と集団資源回収の資源ごみ量が記載してあるが、一般的にはリサイクル率は、ごみの全ての排出量のうち、資源ごみと集団資源回収も含めた割合をリサイクル率と言っているが、環境省では集団資源回収ごみを除いたものを、資源化率としている。富士見市の計画は、集団資源回収を含んだものを資源化率とすると書いてあればそれでいいが、資料の下のグラフを見ると、令和6年度までの実績で、ごみ発生量はだんだん減っていき、資源ごみ量も減り、それでリサイクル率、富士見市で言う資源化率が減ってきている。このまま単純に先を推計すると、ずっと減っていき、この表でいくと16.7%ぐらいになる。これを19%に戻すのは、令和2年度の実績である10年前に戻すことになる。それは非常に大変だと思う。次のページ裏面を見ると、資源ごみもだんだん減り、なおかつ集団資源回収も減り、いわゆるリサイクル率は減ってきている。これを戻すにはどうしたらいいかは、このリサイクル率の式を見ていただくと分かるように、要するに分母が変わらないか、分母が下がっても、上の分子の部分をたくさん増やす必要がある。なぜこう下がってきたかというと、資料にマイナス要因で書いてあるように、一つは容器自体が非常に減

量している。瓶を使うよりもペットボトルを使う容器が増え、ペットボトルもやわらかいものになって非常に軽いものになり、そういう減量化が更にされることは決して悪いことではない。それからスーパーなどの店頭回収量は、おそらく市は把握していないくて、店頭回収によりごみが減量された分がどのくらいか分からずそれを資源化率に入れていない。もし店頭回収も入れられればプラスになるが、そうでなければ資源化率がマイナスになってしまう。これは決して悪いことではない。一概に資源化率を上げることが全部いいことでもないということが、資料裏面の【マイナス要因】①容器等の減量化、②店頭回収の増加を見ると分る。一方で③のように集団資源回収を担ってきた方が高齢化してなかなか集団資源回収も難しくなっており、先ほどの対策で集団資源回収をする人を増やす話があったが、そんな簡単にはいかない。では増やす要因は何かというと、まず一つは、分別を徹底して資源ごみの量を増やす。今まで燃やしていた雑がみのようなものを分別し、それを資源化の方に回したり、食品残渣の一部をバイオガス化するなど資源化する。あるいは集団資源回収を増やすためには、インセンティブ、例えばキロ単価のお金を増やしたり、若い人を巻き込むような、何かインセンティブを加えたり、あるいは事業者に委託することも含めて考えていいかないと、この19%にするのは相当大変で、そこまで認識してやった方がいいと思う。簡単に19%の目標を設定すればいいということではないという点だけ補足する。6ページの①－1事業系ごみを減らすために、4t以上の大量排出事業者に対する対策について、これはこれで効果があると思うが、この4t以下をどうするか。あとエコアクション21の話で、これも事業者が認定を取得すればそれなり指導ができるが、そんなに認定事業者が急に増えるわけではないので数件ということになる。

〈委員〉：5ページの①の教育機関での環境教育の推進の主な取組で、小学校5年生に「富士見市環境基本計画こども版」を配布しているが、これはいつから行っているか。

〈事務局〉：いつからは把握していないが、毎年配布している。

〈委員〉：他の自治体でも参考になると思うので、次回の審議会でサンプルを見せてもらいたい。

〈委員〉：今の環境教育の関連で、小学生に分るような対応策とか、環境問題に対して、簡単に簡略化された冊子があるといい。今いろいろな環境問題が起きるのは大人たちがやっていることから出ているので、そういう意味で、各家庭にそういうものを配布すれば、実際に見た方が、はつきり分ると思う。「富士見市環境基本計画こども版」を見て、その取り扱いを今回考えたい。

〈会長〉：9ページの店頭回収は非常に良いことだが、回収した量の報告制度はあるか。

〈事務局〉：今のところ資源の店頭回収の推進について把握しておらず、市内のスーパー・マーケットなどと連携して、店頭回収の実態を市で把握し、ホームページで公表を検討中です。

〈会長〉：先ほどの資源化率19%という目標を達成するには、店頭回収の推進をやる必要がある。厳密にいえばそのスーパーに来る人が富士見市民とは限らないが、逆に市内の人人が市外のスーパーに行くこともあるので、そこで回収した量を資源回収量とすれば、資源化率が上がっていくと思う。

〈委 員〉：10ページで家庭ごみ有料化の話が出て、ごみの削減が進んでいる中で、家庭ごみのコストが減ると有料化の意見が進まなくなる心配を少ししている。家庭ごみ有料化は適切な形でできればいいが、全部業者に任せるとさらなるコストアップが出てくると思う。有料化によってごみの減量化が進まなくなってしまうなど、いろいろ方面で影響があるので、その方の対応も全てを考えて、全部プラスになるような形での動きになればいいと思う。

〈事務局〉：確かに家庭ごみ、家庭ごみ袋の有料化につきましては、これまでかなり富士見市として進めてきたごみの分別が行われなくなる可能性也非常にあるところは承知している。また一方で出されたごみが自分の出したごみと特定されるといったこともあるので、逆に分別が進むのではないかというようなこともあるのは承知している。今後、経費の問題も含めて、本市において11ページ①—5に記載のある通りさらなる資源の活用等を含めて、家庭生ごみのバイオガス化も今視野に入れて進めようとしております。それに合わせて有料化についても、すぐに決めることは難しいかと思うが、取り掛かりの議論をしておくことは必要ではないかと考える。

〈委 員〉：有料化になった場合、その有料化に対応しない人がごみを不法投棄していくことで、不法投棄物の処分に困ることがある。そこを含めてどうするのか、単なる有料化で他の人がどんどん不法投棄するのであれば困ると思う。

〈会 長〉：一般的には家庭ごみが有料化になれば袋が有料だから、ごみを減らそうという意識があると思うが、有料化への移行期は非常に難しいところがある。ある市でもごみ袋を透明袋に切替えたが、透明袋以外は収集しなくなつて、逆に収集していないと苦情があり、切替えを延期したことわざがあった。資源ごみ袋も有料になると、資源ごみ袋に入れないと入れやすい袋に入れてしまう、あるいはごみ袋の値段が安い場合、少しぐらいならわからないと分別せずに捨てる人もいるかもしれない。そこは他市の例も含めて運用を十分に検討する必要がある。

〈委 員〉：家庭ごみの有料化は、多くの自治体でもう実施されています。それ以外の収入として、市のごみ焼却場など廃棄物を持っていった所で、ごみを分別して売れないかと思う。例えば、木などは持っていく業者はいると思う。家庭ごみで出すのではなく、資源ごみで再利用するような方法がとれないかと思う。ごみ袋に入れると資源化されずに焼却になると思う。木などは市で集めれば売れると思う。

〈事務局〉：市は木など可燃ごみで処分している。埼玉県でも剪定枝などのリサイクルを進めようとしていて、要綱を作成し市町村に意見照会もあったがいろんな課題があつて進んでいない状況です。

〈会 長〉：木や枝の分別の見直しをすぐやるかどうかは別にして、発泡スチロールは可燃ごみだが、例えばそういうものも資源ごみに回すとか、あるいはその他プラスチックとか雑がみは資源化しているのか。

〈事務局〉：製品プラスチックもプラスチック資源専用ネットに入れて、分別して収集しております。

〈会 長〉：発泡スチロールはどうか。

〈事務局〉：富士見市では可燃ごみです。

〈委 員〉：スーパーではスチロールと発泡スチロールを別の回収箱があるところもある。

〈委 員〉：以前、新座市に住んでいたが、発泡スチロールは資源ごみで出してい

た。同じ志木地区衛生組合なのに富士見市と違うので驚いている。

〈委 員〉：新座市は資源ごみを集団資源回収でステーション回収している。だから行政で回収してなく、アルミ缶、新聞紙、ダンボール類は小規模のリサイクル業者がステーションから持っていくので志木地区衛生組合に持ち込まれていない。新座市はその地区ごとにリサイクル業者が実は違う。そこと契約している問屋さんが引き取る、引き取らないがあると思う。実は新座市で発泡スチロールを出している人はいないと思う。発泡スチロールのリサイクルはかなりの薬剤を使うので、リサイクルは結構難しいと聞いている。富士見市でもリサイクルする業者を探していると思うが、同じ構成市でも集団資源回収に関しては、学校単位とかP T A会員で集めているところと、ステーションでやっているところがある。ステーションへ集団資源回収を導入するのにも大変な苦労があったと聞いている。あと剪定枝に関して志木市は落ち葉バンクをやっており、落ち葉を袋で出してポイントが付くみたいなことをやっている。落ち葉を堆肥にしている。ある収集業者がそういった堆肥化する施設を持っている。その業者はあの食品残渣も集めて堆肥化しており、それと合わせて落ち葉も集めている。志木市は落ち葉銀行で一般家庭から集めている特徴があるところだと思う。でもこれは処理業者を探すのがかなり大変だと思う。堆肥化するのは結構においとかも発生したりするので、食べ物関係のものを堆肥化するのはそれなりにも出ますので、住民の方の理解がないといけないと思う。特にその業者は大学の先生と連携し、何か特殊なバイオや酵母を使って堆肥化していると聞いている。情報提供だが、どこでもできるものではないと思う。

〈会 長〉：9ページのふれあい収集で、対応策を地域で対応できる方法などを高齢者福祉課と検討するとあるが、具体的にボランティアみたいな人とか地域の人が何か活用していくことが考えられているか。

〈事務局〉：富士見市の水谷東地域では、非常に地域の連携が強い地域で、水害が過去から発生しているというところで非常に団結力のある地域があります。そこに関しては、地域の中で地域助け合い活動というものがあり、高齢者宅へ行って電球の交換や介護保険外でできる家事援助などやっている。そういう団結力ある地域と調整を踏まえ、地域で援助できるような考え方必要かということです。

〈会 長〉：それが広がっていけばそれに越したことはないと思うが、そういう事例があればぜひ普及啓発し、他の地区でもうまく地域コミュニティ施策で連携してほしい。

〈委 員〉：9ページの①ー4 リチウム蓄電池の処理に関して分別不十分な対策として資料8があるが、市民への周知も図る必要もあり、この辺はどう考えるか。

〈事務局〉：志木地区衛生組合と構成市でこのリチウム蓄電池の回収方法の変更など協議しており、その協議がまとまり次第、市民向けに適正な排出を周知していく。

〈会 長〉：実際、富士見市あるいは志木地区衛生組合でパッカー車が火災になったことがあるか。

〈委 員〉：パッカー車が燃えたということは、構成市からは特に報告はないが、ちょっとした煙が出たり、志木地区衛生組合の施設においても発煙発火が起きている。ただ消防署消防車を呼ぶようなものではなく、現場の作業員が気づいて放水で鎮火したというようなことはあった。

〈会長〉：実際に戸田市、川口市で火災が起きており、さいたま市はパッカー車が燃えていることが実際にはある。ただこれについて今、製造者による回収など法改正等もあつたりするので、事業者との対応を含めていろいろ対策を検討して行政の役割を考えてほしい。9ページのカラス被害の対策として広告付きごみステーションを市が仲介するのか。自治会だけではスポンサーを見つけられないと思う。

〈事務局〉：市では仲介していない。

〈会長〉：市が連携しないとなかなか自治会とこの会社とだけでは難しい。こういうものがあるというだけでは計画にならない。市がデモンストレーションとかモデル事業的なものとかで、もう一步踏み込まないと、なかなか問題解決しない。

〈委員〉：2ページで、事業系ごみの目標のところで、事業系ごみがどういうのが含まれるかがおそらく重要で、食品ロスの感覚が少ないかと思う。つまり、食品業者にとっては、食品ロスは大きい問題だと思うが、一般の事業者の事業系ごみの中に、食品ロスが含まれていないと思う。産業廃棄物になっているかと思う。

〈事務局〉：食品廃棄物も、市内の外食店ですかスーパーから志木地区衛生組合の方に事業系ごみとして志木地区衛生組合に搬入されている。

〈会長〉：食品工場から出るものが産業廃棄物ですけれども、一般のレストランから出るものは、事業系一般廃棄物です。

〈事務局〉：今ご質問のありました食品ロスにつきましては、次回の環境審議会の際に第6章食品ロス削減推進計画として策定いたしますので、その説明もさせていただきたいと思う。

〈会長〉：取組みの中でもかなり食品行政に関することが書いてあるが、それを特に抜き出して、食品ロス削減推進計画を作る形になるのか。

〈事務局〉：食品ロスの現状や目標等を第6章で策定し、取組みとしては、今説明した目標の達成に向けた取組みの中の内容で進めたいと思う。

〈委員〉：11ページの取り組みの①—2に、排出量が概ね月間4tを超える事業者はイメージ的にどのぐらいの事業者になるか。

〈事務局〉：多量排出事業者は、東武ストア鶴瀬店、ベルク関沢店、ヤオコー羽沢店、イムス富士見総合病院、ららぽーと富士見の今現在5事業所ある。

〈委員〉：私が事業者となっている豊島区だと、ごみをどのぐらい出しているのと、床面積で制限がかかっていて、延べ床で1000平方メートルを超えると、大規模事業者扱いになり、どのぐらいごみ出しているかプラス大規模事業者かどうかで、事業計画を提出させられる。しかも2年に一回実地調査が入る。そこまで範囲を広げないとうまくいかないと思う。今聞いた事業所は様々な取り組みをきちっとしていると思う。

〈事務局〉：東武ストアに実地調査にいったが、きちんと分別、計量がされていた。多量排出事業者については、本市は条例で規定しており、月間の排出量が4t以上を多量排出事業者に認定している。認定にする際は志木地区衛生組合と協議の上、認定している。

〈委員〉：計画書を提出してもらうのが5事業所しかなく、増加する事業系ごみを削減するのに、今までと同じ事をやるので、なかなか削減は難しいかと思う。

〈会長〉：4t未満の事業者をどうするかという課題である。事業系一般廃棄物をごみ処理場に入れるときに、処理場の能力不足で1日何tまでという縛りがありそれはやむを得ずやっているが、啓発でもいいが4t未満の排出事業者対策も何か計画に補足すべきだと思う。

〈事務局〉：本市としましては、さきほど説明させていただいた各種取組みに基づいて、事業系ごみの排出量を前期計画の目標 5, 106 t を何とか達成したい。ただし、会長からも指摘があった通り、かなり事業系ごみのリサイクルも含めて難しいということもございますので、このあたりにつきましては、もう少々時間があるので、さらなる検討を進めて次回の機会に審議いただきたいと思う。

〈会長〉：今すぐ結論は出ないと思うが、データなども見て最終的には次回の検討事項ということにする。それでは本日の議事はこれで終了する。

4 その他

〈事務局〉：次回の審議会は、一般廃棄物処理基本計画改訂版の第 6 章及び生活排水処理基本計画の審議を予定しています。

開催日時は、11月20日木曜日午後1時半から場所は、市役所 2 階市長公室です。

5 閉会